

南魚沼市議会基本条例 逐条解説入り

市政の運営は、市民から選挙で選ばれた議員により構成される南魚沼市議会と、同じく市民から選挙で選ばれた南魚沼市長との代表機関で構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の負託に応える責任を負い、日本国憲法に基づく「二元代表制」の下で、市長と議会が相互の抑制と均衡を図るものとする。「住民自らが考え、決定し、実行する」とする地方自治の精神にのっとり、市長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、市民の意思を市政に的確に反映させるために、互いに競い合い、協力し合いながら、最良の意思決定を導かなければならない。そして、このことにより人口減少、少子高齢社会においても市民福祉の向上、地域社会の活力ある発展を目指す使命が課せられている。

南魚沼市議会は、この使命を厳粛に受け止め、その達成に向け議会運営の最高規範である南魚沼市議会基本条例を制定し、議会の基本理念をはじめ、議会のあるべき姿、役割を明確にした議会運営を行うことで、議会に求められる行政の監視機能、政策提言や政策立案機能を高める。

その前提として、積極的な情報の公開、情報の共有を行い、また市民の多様な意見を把握し、更に市民の市政への参加を求めていくことが必要である。加えて、議会の構成員である議員が活動していくに当たっての、根幹となる基盤を共有することも必要である。それらの議会運営の根本原則を制定し実践することにより、市民に開かれた議会を実現し、市民に分かりやすく信頼される議会を築くことを基本とする。

【解説】

前文では、前段で、執行機関としての市長と、合議制の議決機関としての議会の役割や責務を認識した中で、互いに競い合い、協力して市民福祉の向上と市政発展に取り組む使命を述べています。

中段では、議会における最高規範であり、議会運営の根本原則である議会基本条例を制定することで、その議会に求められる使命の実現に向け取り組む決意を述べています。

また後段では、市民福祉の向上と地域社会の発展に取り組む姿勢として、情報公開、市民参加の議会の重要性、市民の負託に応え信頼される議会への意気込みを述べています。

(目的)

第1条 この条例は、南魚沼市議会の議会運営の基本事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、もって市民の利益と福祉の増進、及び市政の発展に寄与することを目的とする。

この条文は、本条例の目的を規定しています。

議会及び議員の役割、行動指針の基本的事項を定め、市民の信託に応え信頼される議会を目指して、市民福祉の向上及び民主的な市政の発展に向け努力することを目的に据えています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会運営及び議員活動については、この条例が遵守されるとともに、その趣旨が最大限尊重されなければならない。

2 議会に関する条例、規則等（以下「議会関係条例等」という。）の制定、改廃並びに解釈及び運用については、この条例の趣旨が尊重され、この条例との整合が図られなければならない。

この条文は、本条例が議会運営における最高規範であることを規定しています。

第1項では、議会運営及び議員活動における本条例の遵守義務を規定しています。

第2項では、本条例の趣旨に反した議会関係条例等の制定や運用をすることができないことを規定しています。

(基本理念)

第3条 議会は、市民の厳粛な信託を受けた議員により構成される合議制の議事機関であることに鑑み、その運営に当たり、公正かつ公平で民主的な議論を十分に尽くすことを旨とし、地方自治の本旨の実現に努めなければならない。

この条文は、議会の最も根幹的な柱である基本理念について規定しています。

議会は、二元代表制の下、市民が直接選挙した議員で構成される合議制の機関であり、また議事機関の使命を果たすために、議員全員が民主主義の理念に鑑み、公正か

つ公平な議論を十分に尽くすことを第一とし、地方自治の本旨の実現に努めることを規定しています。

なお、地方自治の本旨とは、その地域の住民によって行う「住民自治」と、一定の地域を基礎とする地方公共団体ができるだけ国の干渉を受けずに独立的に地方行政を行う「団体自治」の両方の意味を含みます。

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行わなければならない。

- (1) 市民のための代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営を行う。
- (2) 議会が議員及び市長の自由な討議の場であるとの認識を持ち、その実現のために、この条例に規定するもののほか、議会関係条例等の継続的見直しを行う。
- (3) 市民の議会への関心を高めるために、議案審査資料の提供やウェブサイトでの資料の掲載等、積極的な議会運営を行う。

2 議会は、災害時においても議会の機能を的確に維持しなければならない。

この条文は、議会活動の原則を規定しています。

第1項第1号では、議会は市民の代表機関であることから、市民の多様な意見を集約し議会に反映させることが求められるため、市民参加の推進、積極的な情報公開等を進める中で公平・公正と透明性の確保、市民への説明責任を果たし市民に開かれた議会運営を行うことを規定しています。

第1項第2号では、議会は市長と抑制や均衡のとれた関係を保ちつつ、市政運営の監視を行う責務があるため、本条例の規定のほか、議会関係条例等により活動すること及び必要に応じてそれらを見直しながら議会運営を行うことを規定しています。

第1項第3号では、議会への関心を高めるために議案審査資料等の提供やウェブサイト等で情報提供を積極的に行うことを規定しています。

第2項では、災害が発生した場合に、市が設置する災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することとします。その際、議員自らが安全を保ちながら、迅速かつ適切な対応に努め、議会の機能維持に必要な行動を行うことを規定しています。

(委員会の活動)

第5条 委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査又は付託された

事件の審査において、これらの事項を最良の意思決定に導くため、会議における討議を十分に尽くすよう努めなければならない。

この条文は、委員会活動について規定しています。

議会は議決機関であるため、議会の機関である委員会は、その任務である所管事務調査や付託された議案等の審査において、委員会の持つ専門性を活かして適切に対応することを規定しています。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に理解し、議員相互の自由闊達な討議を重んじること。
- (2) 市政全般について、課題別、地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自らの能力を高める努力をし、市民の負託に応えること。
- (3) 特定の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (4) 議員発議による条例制定に取り組むなど立法機能の発揮に努めること。

この条文は、議会の一員としての議員の活動原則を規定しています。

第1号では、市民からの様々な要望や課題について、議会が言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であることから、合意形成に努めるため議員相互の自由闊達な討議を重んじることが規定されています。

第2号、第3号及び第4号では、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを定め、市政全般の課題と市民の多様な関心や意見の的確な把握とともに、調査・研究を積極的に行い、必要に応じて政策提言、条例案や意見書の提出を行うよう努めることが規定されています。

(一般質問)

第7条 議員は、本会議において、市の一般事務について質問をすることができる。

2 前項の質問は、次に定める内容を基本とする。

- (1) 政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、総合的か

つ大局的に、根幹を質し、その適正な実施につき監督することを本旨とするもの

(2) 市政一般について、総合的かつ大局的に、その大綱を質し、所信を明らかにすることを本旨とするもの

3 議員は、第1項の質問に当たり、論点及び争点を明確にすることにより、広く市民の市政に対する理解と関心を高めるよう努めなければならない。

4 市長は、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認するため反問をすることができる。

この条文は、一般質問の在り方について規定しています。

第2項第1号では、議会の監視機能の側面から、市の政策等について総合的で広い視野による判断の下、政策等が適正に実施されているかどうかを監督することを本来の趣旨とすることを規定しています。

第2項第2号では、議会の政策立案及び政策提案機能の側面から、市政一般について、総合的で広い視野による判断の下、その根本的な事柄や要点を市長に問い質し、自らの考えるところにより意見を表明することを本来の趣旨とすることを規定しています。

第3項では、一般質問をするに当たり、その論点及び争点を明確にして市民に内容を理解してもらうことで、市民の市政に対する理解と関心を高めるよう努めることを規定しています。

第4項では、質問が不明確であった場合、答弁する市長は議員に対して、議論を明確にする目的に限り、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認するため反問することができることを規定しています。

(議長の責務)

第8条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。

3 議長は、前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき臨時会を招集しなければならない。

4 議長は、法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、同条第6項の規定に基づき臨時会を招集しなければならない。

この条文は、議長の責務（権限と役割）及びその在り方を規定しています。

第1項では、議会の代表者たる議長は、自身が議員から選挙されたという事実を厳粛に受け止め、常に中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的な議会運営を行わなければならないことを規定しています。

第2項、第3項及び第4項では、緊急かつ重要案件が発生した場合での法に従ったとるべき対応を規定しています。

（議長及び副議長の選挙における所信表明）

第9条 議長及び副議長を投票による選挙で選出する場合において、これらの職に就くために立候補する議員は、選挙の実施に先立って所信を表明することができる。

この条文は、議長及び副議長を投票による選挙で選出する場合、立候補者である議員は、選挙の前に所信を表明することができることを規定しています。

（会派）

第10条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策等の立案、提言、決定等に際しては、会派間で自由な討議と調整を行い、合意形成に努めるものとする。

この条文は、会派について規定しています。

第1項では、議員は複数員で会派という議員集団を結成し、活動できることを規定しています。但し、国政政党公認の一人会派を認めています。

第2項では、議会が会派制の採用による円滑かつ効果的な議会運営を目指してきた事実を踏まえ、必要に応じて他会派との調整に努めることを規定しています。

（議会事務局の体制整備）

第11条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化し充実に努めるものと

する。

この条文は、議会事務局の体制整備について規定しています。

議会の主たる機能である監視機能並びに政策の立案機能及び提案機能の強化に当たり、議員の活動を効果的に補助するため、議会事務局の体制の充実に努めることを規定しています。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員による政策の形成及び立案の能力向上を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

この条文は、議員研修の充実強化について規定しています。

議員の政策形成能力等の向上を目的として、目的を持った行政調査等の議員研修の充実に努めることを規定しています。

(議会図書室)

第13条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

この条文は、法により議会図書室を設置することが定められていることから、議会及び議員の調査研究、政策活動等のために、電子化されたものを含め、資料等、図書の一層の充実を図ることを規定しています。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

この条文は、議会広報の充実について規定しています。

第1項では、多くの市民が議会に関心を高めていただくよう、議会は広報活動の周

知に努めることを規定しています。

第2項では、議会に関する情報の公開と手段について、議会だよりやウェブサイトのほか様々な手法により広報活動の充実に努めることを規定しています。

(情報及び会議の公開)

第15条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会の本会議、委員会及び議会全員協議会は、会期中又は閉会中を問わず、原則公開とする。

この条文は、情報及び会議の公開の徹底について規定しています。

第1項では、議会の情報を公開し、市民との情報共有を図ることを規定しています。

第2項では、透明性の確保等の観点から、本会議や委員会、議会全員協議会を原則として公開で行うことを規定しています。

(専門的知見の活用及び意見の聴取)

第16条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見を議会の討議に反映させるものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提出者の意見聴取を行う機会を設けることができる。

3 議会は、市民との意見交換の場を通じて、自らの政策立案能力の強化及び政策提案の推進に努めるものとする。

この条文は、専門的知見の活用と審議過程等における意見聴取について規定しています。

第1項では、議案の審議、審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等、専門的な知識を有する人に依頼し、意見を求めることができることを規定しています。

第2項では、市民等からの請願及び陳情の審議に必要な場合は、提出者の説明を聴いた上で十分な審議を行うことができることを規定しています。

第3項では、市政に対する市民の考えを聴取することが重要であることから、議会報告会等を活用して市民との意見交換を行い、議会運営や議会としての政策立案を図

ることを規定しています。

(議員並びに市長及び執行機関職員との関係)

第17条 議会審議における議員並びに市長及び執行機関職員(以下「市長等」という。)は、互いに対等な緊張関係の保持に努めるものとする。

議会と市長との関係については、地方自治の二元代表制において議事機関と執行機関は相互独立の関係にあることから、この条文は議会審議における議員と市長等は対等関係にあると同時に、議員は市長等との緊張関係を常に保持した上で、議会の監視機能、政策立案及び提案機能の発揮等の責務を果たす必要があることを規定しています。

(政策等の形成過程の説明請求)

第18条 議会は、市長から政策等の提案があったときは、その形成過程を明らかにし、議会審議を深め、政策等の水準を高めるため、市長に説明を求めることができる。

この条文は、市長が議会に政策等を提案するときは、議会はその背景・目的・効果、総合計画における位置付け、実施に当たっての事業費や財源等について、議会での審議に必要な資料及び情報等を市長に求めることができることを規定しています。

これにより、議会は合議制の議事機関として、政策等の水準を高める立場から討議を深め、また執行後の政策評価に生かすこととしています。

(予算及び決算の審議又は審査)

第19条 議会は、予算及び決算の審議又は審査に当たっては、市長等に対して、立案又は執行における論点又は争点を明確にし、執行後の政策評価に資する審議又は審査に努めなければならない。

この条文は、予算と決算の審議、審査に当たっては、事業目的又は事業効果等予算の立案、執行の状況等を把握し、市民生活に及ぼす影響をよく検証し、評価することを規定しています。

(政務活動費)

第20条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その制度の趣旨を深く自覚し、誠実かつ公正に政務活動費を執行しなければならない。

2 議長は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、政務活動費に関する書類の積極的な公開に努めなければならない。

この条文は、政務活動費の執行理念等について規定しています。

政務活動費は、会派又は議員に対し、交付できることが法で定められており、市も条例に基づいて交付しています。

第1項では、政務活動費の制度の趣旨に沿って、有効及び誠実に活用し調査研究活動を行うことを規定しています。

第2項では、議長は、政務活動費の使途の透明性を高めるために、政務活動費の執行に係る領収書、その他の証拠書類を添付した収支報告書等、関係する書類の積極的な公開に努めることを規定しています。

(議員定数及び議員報酬)

第21条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民意見の聴取に努めるものとする。

2 議員定数及び議員報酬に関する条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長からの提出を除き、改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

この条文は、議員定数及び議員報酬について規定しています。

議員定数及び議員報酬の額は条例で定められますが、条例の改正議案は市長及び議員の何れもが提出できます。

第1項では、議会在議員定数及び議員報酬の額を検討する際は、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見等を十分に考慮することを規定しています。

第2項では、議員定数及び議員報酬の条例の改正議案を議会が提出する場合は、改正理由を明確にして、委員会又は議員が提出することを規定しています。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

この条文は、議員は市民の代表者として、その品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し疑惑を持たれる行為をしないこと、また公職にある者としての発言又は情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう行為をしないことを規定しています。

(見直し手続)

第23条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行うものとする。

この条文は、本条例の見直しについて規定しています。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

この条文は、本条例の委任事項について規定しています。

本条例は、議会に関する基本的事項を規定しており、具体的な事項については、議会関係条例等のほか各種規程、内規、申合せ等で規定しています。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。